

国民健康保険税の 特別徴収開始通知書を送付します

平成26年度の国民健康保険税を特別徴収(年金からの天引き)で納めていただく方に「平成26年度 国民健康保険税 特別徴収開始通知書(仮徴収)」を送付します。

■特別徴収とは？

年6回の年金支給月を納期とし、前半の4月・6月・8月を仮徴収、後半の10月・12月・2月を本徴収として、国民健康保険税(以下「保険税」という。)を年金支給額からの天引きにより納めていただく方法です。

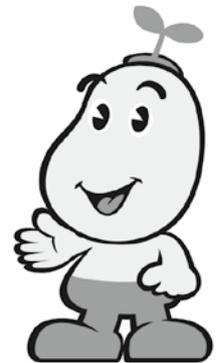
■仮徴収について

保険税額は、国保加入者の前年の所得や所有している固定資産等に応じて決定されますが、税額が決定するまでの間の前半3回(4月・6月・8月)については、前年度の2月の特別徴収税額と同じ額を仮の税額として天引きさせていただきます。

■本徴収について

前年の所得や所有している固定資産等に応じて決定した年間の保険税額から、仮徴収で納めていただいた保険税額を差し引き、残った額を後半3回(10月・12月・2月)で天引きさせていただきます。

※詳しくは、通知書に同封されている文書をご覧ください。



国保マスコット 健康まもるくん

全国一斉に春の火災予防運動が実施されます

3月1日(土)から7日(金)まで「平成26年春季全国火災予防運動」が実施されます。

火災が発生しやすい季節を迎えます。火災予防の意識を高め、火災の発生を防止し、尊い命を守り、財産の損失を防ぎましょう。

放火火災が増えています！

放火火災は、建物外周、車庫、路上、公園など様々な場所で発生しています。ご家庭での対策はもちろん、地域で放火対策に取り組んでいくことが必要です。

■放火による火災を防ぐポイント

- ① 家の周りは整理整頓し、雑誌、新聞紙等の燃えやすいものを置かない。
- ② 家の周りや駐車場は、外灯などを付けて明るくする。
- ③ ゴミは収集日の決められた時間に出す。
- ④ 車やオートバイのボディーカバーには防災品を使う。
- ⑤ 敷地内に侵入しやすくしない。
- ⑥ 物置や車庫は施錠する。



火災予防普及啓発活動を行います！

- 日時／3月2日(日)午前9時30分～正午
- 場所／(株)ウニクス吉川店 駐車場(吉川市栄町797-1)
- 内容／煙中体験コーナー、水消火器体験、防火服装体験、消防車両の展示など